



平成 24 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ リ ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 合 宏 光  
(コード番号：2782)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 河 合 映 治  
経 営 企 画 室 長  
電 話 番 号 0584-89-8858 (代表)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 17 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 株式分割、単元株制度採用及び定款一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

投資家の皆様に、投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式分割及び単元株制度の採用により投資単位を実質的に 5 分の 1 とします。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する株式 1 株につき、500 株の割合をもって分割する。

#### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	75,840 株
今回の分割により増加する株式数	37,844,160 株
株式分割後の当社発行済株式総数	37,920,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	100,000,000 株

### 3. 日程

基準日 公告日（電子公告掲載開始日）	平成24年 3 月 16 日
基準日	平成24年 3 月 31 日
効力発生日	平成24年 4 月 1 日
新規記録日	平成24年 4 月 2 日

\*実質上の基準日は、平成24年 3 月 30 日となります。

#### 4. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

##### (2) 新設の日程

効力発生日

平成 24 年 4 月 1 日

(参考) 平成 24 年 3 月 28 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### 5. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 4 月 1 日(日曜日)をもって、当社定款の一部変更をいたします。

- ① 株式の分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

##### (2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
<u>第 7 条～第 35 条</u> (条文省略)	<u>第 8 条～第 36 条</u> (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日は、平成 24 年 4 月 1 日とする。</u> <u>第 2 条 前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

以 上